

令和6年度政務活動費収支報告書

会派名 中津川自民クラブ

1 収 入 政務活動費 1,320,000円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	305,925	・ 視察調査(伊賀市、甲賀市2/4~5) 交通費236,645円、振込手数料880円 宿泊費68,400円
研 修 費	318,960	・ 研修費(東京都11/5) 交通費318,080円、振込手数料880円
広 報 費		
広 聴 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計	624,885	

3 残 額 695,115円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

請求書

請求No: 00000715-001-01

発行日: R7. 2. 10

中津川自民クラブ 様

ツアー名: 伊賀市・甲賀市視察研修

出発日: 令和7年2月4日

下記料金のご請求を申し上げます。

登録番号 T8200002024110

岐阜県知事登録旅行業 第3種 273号

有限会社細江建築 細江観光

〒508-0421 岐阜県中津川市加子母830番地

TEL:0573-79-3322 FAX:0573-79-3678

責任者: 熊崎 信吾

旅行業業務取扱管理者: 熊崎 美名

担当者: 日下部 吉彦

No.	項目	単価	数量	金額	備考
1	貸切バス代(中型バス)	220,635	1	220,635	1台 円
2	高速道路料金	16,010	1	16,010	高速道路料金(大型車)

※印は軽減税率対象

#印は非課税対象

備考

10%対象 内消費税	¥236,645 ¥21,513
8%対象 内消費税	¥0 ¥0
非課税計	¥0
合計 内消費税	¥236,645 ¥21,513
お預り金額	¥0
ご請求金額	¥236,645

【お振込先】 東美濃農協 加子母支店 普通0028230 口座名義 有) 細江建築
 益田信用組合 加子母支店 普通0521434 口座名義 有) 細江建築
 お振込の際の振込手数料はお客様にてご負担下さいます様お願い申し上げます

請求書

請求No: 00000695-001-02

発行日: R6.11.11

中津川自民クラブ 様

ツアー名: 国会議事堂

出発日: 令和6年11月5日

下記料金のご請求を申し上げます。

登録番号 T8200002024110

岐阜県知事登録旅行業 第3種 2.7.3号

有限会社細江建築 細江観光

〒508-0421 岐阜県中津川市加子母 830番地

TEL: 0573-79-3322 FAX: 0573-79-3678

責任者: 熊崎 信吾

旅行業業務取扱管理者: 熊崎 美名

担当者: 日下部 吉彦

No.	項目	単価	数量	金額	備考
1	貸切バス代(中型バス)	294,400	1	294,400	1台円 運転手2名
2	高速道路料金	23,680	1	23,680	高速道路料金(大型車)

※印は軽減税率対象

#印は非課税対象

備考

10%対象 内消費税	¥318,080 ¥28,916
8%対象 内消費税	¥0 ¥0
非課税計	¥0
合計 内消費税	¥318,080 ¥28,916
お預り金額	¥0
ご請求金額	¥318,080

当請求書は、前回の請求書(請求書番号 00000695-001-01)を修正したものです。前回の請求書は破棄してください。

【お振込先】 東美濃農協 加子母支店 普通0028230 口座名義 有) 細江建築
 益田信用組合 加子母支店 普通0521434 口座名義 有) 細江建築
 お振込の際の振込手数料はお客様にてご負担下さいます様お願い申し上げます

No. 37177-1

ご利用明細書

Description

ホテル ミフク

ミフクエステート株式会社

〒528-0033

滋賀県甲賀市水口町 3-59

TEL. 0748-62-0456

FAX. 0748-62-0763

登録番号: T7160001005240

お名前(Name)

中津川自民クラブ

様

お部屋 Room	ご到着日 Arrival	泊数 Nights	ご出発日 Departure	人数 Persons	発行日 Issue	担当 Clerk	ページ Page
610	2025/02/04	1	2025/02/05	10	2025/02/04	田中	1

日付 Date	お部屋 Room	ご利用明細 Description	単価 Unitprice	数量 QTY	金額 Charges	入金 Payment
02/04	211	御宿泊料	7,600	1	7,600	
	302	御宿泊料	7,600	1	7,600	
	304	御宿泊料	7,600	1	7,600	
	306	御宿泊料	7,600	1	7,600	
	309	御宿泊料	7,600	1	7,600	
	312	御宿泊料	7,600	1	7,600	
	407	御宿泊料	7,600	1	7,600	
	410	御宿泊料	7,600	1	7,600	
	610	御宿泊料	7,600	1	7,600	
		精算現金				68,400
ご署名 Signature					ご利用合計 Total	ご請求額 Balance
会社名 Firm					68,400	0

(内消費税 6,210円)

No. 37177-1

領収書

お名前 (Name)

中津川自民クラブ

様

RECEIPT

ホテル ミフク

ミフクエステート株式会社

〒528-0033

滋賀県甲賀市水口町 3-59

TEL. 0748-62-0456

FAX. 0748-62-0763

登録番号: T7160001005240

予約金・前受金 Advance	クーポン Coupon	クレジット Card
売掛金 Credit	ご返金 Repayment	領収額 Receipt
		68,400

発行月日 (Issue)

2025/02/04

10%対象金額
(内消費税 6,210円)



お振込日 (和暦) 06年12月22日

振込金受取書・振込受付書

兼手数料受取書

お振込先	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 東美濃 銀行				銀行以外の場合は チェック <input checked="" type="checkbox"/> ください。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 支店出張所				
	預金科目	1.普通 2.当座 4.貯蓄 9.その他	<input type="checkbox"/> 座号 0028230	金額 金額の先頭には¥マークをご記入ください。 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ¥318080 円 百万 千				消費税込手数料 880 内消費税額 (10%) 80					
お受取人	カタカナ	山ノ内イケンチク								●振込金受入区分がAのときは、本書を「振込金受取書(兼手数料受取書)」として取り扱わせていただきます。 ●振込金受入区分がBのときは、本書を「振込受付書(兼手数料受取書)」として取り扱わせていただきます。			
	漢字	有) 細江建築 様								振込金受入区分 A <input type="checkbox"/> 現金・小切手 預金払戻請求書(払戻口座と振込依頼人名義が異なる)による振替 B <input checked="" type="checkbox"/> 預金払戻請求書(払戻口座と振込依頼人名義が同一)による振替 預金口座振替依頼書にもとづく口座振替 振込資金の受取書を別途交付			
ご依頼人	カタカナ	イカソヤ"フジ"ミンククラブ"								● ご注意 ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためにお振込が遅延することがあります。 ・やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によってお振込が遅延することがありますのでご了承ください。 ・お振込の訂正や組戻しには、別途所定の手続き・手数料が必要です。			
	漢字	中津川自民クラブ 様								ご利用いただきましてありがとうございます 収入印紙 第17号の1(文書) 振込金+手数料 5万円以上課税			
ご連絡先お電話番号	[Redacted] 日中に連絡可能なお電話番号をご記入ください。												

ご利用いただきましてありがとうございます

収入印紙
第17号の1(文書)
振込金+手数料
5万円以上課税

登録番号 T5200001002598

中津川自民クラブ視察報告

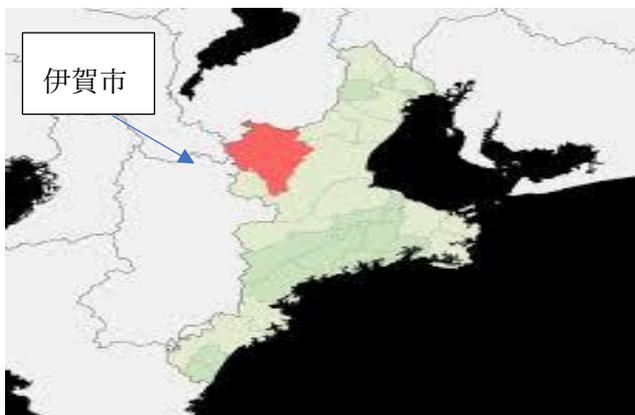
- ◆視察先：三重県伊賀市
- ◆日時：令和7年2月4日（火）午後1時30分～午後3時30分
- ◆参加者：岡崎隆彦、吉村浩平、宮嶋敏明、鷹見憲三、勝彰、吉村俊廣
吉村孝志、林友義、小池菜摘
*島崎保人、長谷川透は、公務のため欠席
- ◆視察内容：通年議会について
- ◆目的 当市においては、議会が定例会方式で行われているが、年間を通して安定した議会運営を行うため、通年議会の取組みについて研修を行い、当市の議会に活かしたい

《伊賀市の概要》

京都・奈良・伊勢を結ぶ大和街道・伊賀街道・初瀬街道を有し、古来より都（飛鳥、奈良、京都など）に隣接する地域として、また、交通の要衝として江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えてきました。このような地理的・歴史的背景から京・大和文化の影響を強く受けながらも独自の文化を醸成し、伊賀流忍者発祥の地、俳聖松尾芭蕉や横光利一のふるさととして、また、吉田兼好ゆかりの地としても広く知られており歴史文化の薫る地域となっています。こうしたことから、三重県は東海地域に属しているものの、「伊賀は関西」という考え方が古くから定着しています。

《伊賀市の沿革》

平成10年5月に伊賀地区の各市町村の議会議員95名による「伊賀を考える議員の会」が設立され、市町村合併の研究が進められてきました。平成12年10月には同会から各市町村に任意の合併協議会への参加要請がありました。この要請を受けて、上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町の6市町村は平成13年2月に任意の協議会「伊賀地区市町村合併問題協議会」を設立し、同年5月には全国初の合併重点支援地域の指定を受けました。平成14年6月には名張市も任意協議会に加入し、伊賀地域全域での合併協議も進みました。その後10月から平成15年1月にかけて住民説明会を開催し、任意協議会での決定内容や法定協議会の設置に向けての住民の理解を求めました。ところが2月に名張市が行った合併の賛否を問う住民投票では、反対が賛成を上回り法定協議会に参加しないこととなりました。同年3月には、6市町村議会で法定協議会の設立の議案が可決され、4月から法定協議会「伊賀地区市町村合併問題協議会」を設立し、新市建設計画の策定および合併に関する協議を整えました。



◆通年議会の取組みについて

①通年議会の導入に向けて平成26年10月から議会活性化推進会議を開催し通年会期制について新たな課題として取り上げた。

②通年議会の2つの方式

[定例会を年1回とする方式]

- ・ 条例で定例会の回数を1回とする
- ・ 議決により会期を約1年に決定する
- ・ 毎年、首長が議会を招集する
- ・ 首長の招集によらずとも議長の判断で本会議を開くことが可能（1年間）
- ・ 定例会は年1回
- ・ 会期はほぼ1年

[通年の会期方式]

- ・ 条例で会期（1年）と定例日を定める
- ・ 実質4年に1回、首長が議会を招集する
- ・ 首長の招集によらずとも議長の判断で本会議を開くことが可能（4年間）
- ・ 定例会、臨時会の区分がない
- ・ 会期は1年（切れ目がない）

③通年議会のメリットとデメリット

[メリット]

- ・ 災害時に速やかに対応できる
- ・ 委員会所管事務調査の更なる活用
- ・ 専決処分の減少
- ・ 十分な審議時間の確保

[デメリット]

- ・ 会議開催の増加による経費増
- ・ 議員活動への影響
- ・ 一事不再議の原則適用の長期化
- ・ 議会事務局の負担増

④専決処分について

専決処分の現況を確認（地方自治法第179条第1項）した。

- ・ 市税条例の一部改正
- ・ 国民保険税条例の一部改正
- ・ 特別会計の繰上充用

⑤議会活性化推進会議において、令和4年6月に通年会期制を採用している市の状況を調査し、7月に四日市市議会事務局へオンライン視察を行い、議員全員協議会において、地方自治法第102条第2項による通年議会の導入を決定し、以下の改正等を行った。

- ・ 伊賀市議会通年議会実施規定の制定
- ・ 申し合わせ事項の一部改正
- ・ 定例会の回数を定める条例の一部改正（議員発議）
- ・ 会議規則の一部改正（議員発議）
- ・ 定例会の招集に関する規則の制定（執行部）
- ・ 令和5年7月18日通年議会の開始

◆通年議会の開始

- ・ 定例会を年1回、会期を通年とし、1年を通して議会を開会する。

◆会議の呼称など（会議規則・通年議会実施規定）

- 【開会会議】 定例会の招集により、最初を開く会議
- 【定例月会議】 6月、9月、12月、2月に定例的に開く会議
- 【緊急会議】 定例会議以外に必要な際に緊急に開く会議
- 【閉会会議】 閉会に際し、必要に応じて開く会議

◆通年議会導入による効果と課題について

〔効果〕

- ・緊急事件に対し迅速に対応可能
- ・議会の行政に対するチェック機能の強化
- ・委員会活動の活性化

〔課題〕

- ・通年議会の意義とは
- ・改めて専決処分事項を検討
- ・議会事務局職員の事務量増加

◆質疑応答

- (問) 通年議会の導入について市民への説明はされましたか、された場合市民の方の意見はどのようなものがありましたか。
- (答) 市民への説明は行っておりません。
- (問) 通年議会の導入により議会事務局職員の人員の補充をされましたか。
- (答) 補充等はしていません。
- (問) 議員の活動は、議会の会議だけではなく他にも多種の活動があると思いますが、影響などは出ていませんか。
- (答) 今のところ出ているということはありません。
- (問) 行政視察や委員会視察は、今までどおりできていますか。
- (答) 通年議会となったことにより変更したということはありません。
- (問) 災害時に速やかに対応できるというメリットがあるということですが、災害が起きたとしてどの時点で対応されますか。
- (答) 大きな災害が起きておりませんので想定になってしまいますが、通常開催ですと会期を待って対応ですが、通年ですと首長が明日開催といえらるというメリットがあると思います。
- (問) 通年議会の導入による効果のなかに委員会活動の活性化とあり、12回が28回になったとの説明でしたが、内容はどのような内容ですか。
- (答) 主に所管事務調査です。
- (問) 休日議会の規定は決めてありますか。
- (答) 議決であるために規定にはありません。

◆視察まとめと所見

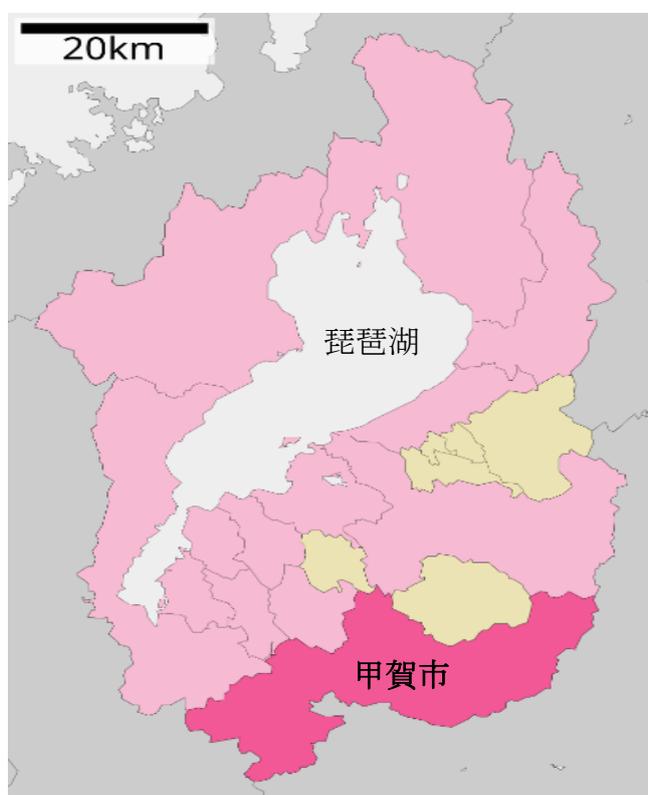
- ・メリットとしては、災害時に速やかに対応できることや、専決処分の減少、十分な審議時間の確保、デメリットとしては、会議開催の増加による経費の増、一事不再議の原則適応の長期化、議会事務局の負担増などであるが、当市のように定例会方式の運営方法と大きな違いはないように感じました。しかしながら、会議規則・通年議会実施規定、申し合わせの主な改正など議論しなくてはならない事項も多くあり、まだまだ検証しなければならないと思います。当市の議会の資質向上に向けて、他の先進市への視察も考えたいと思います。



中津川自民クラブ 行政視察報告

日 時 令和7年2月5日（水）午前10時00分～午後0時00分
場 所 滋賀県甲賀市
視察内容 奨学金返還支援事業について
参加者 鷹見憲三、勝彰、岡崎隆彦、吉村浩平、吉村俊廣、吉村孝志
宮嶋寿明、林友義、小池菜摘
（島崎保人議長、長谷川透副議長は公務のため不参加）

【甲賀市の概要】



甲賀市は、関西圏東端の滋賀県最南部に位置し、大阪・名古屋から70km、京都から40kmで近畿圏と中部圏をつなぐ広域交通拠点で、国道1号線その他、新名神高速道路が横断し、市内に3つのICがあります。琵琶湖の源流にあり、2022年には甲賀市を主会場に全国植樹祭が開催されました。市内売上高の6割以上が製造業という「ものづくり」のまちであり、製造品等出荷額は約1兆円で17年連続滋賀県内第1位になるなど多様な分野の製造業企業が集積しており、昼夜間人口比率は100%を上回っています。地場産業としては、信楽焼や薬業、茶などです。市内には、新名神甲賀工業団地（約19ha）があり、約9,000人が勤務されています。人口は、87,741人、面積481.62平方キロメートルです。

【視察の目的】

甲賀市の奨学金返還支援金交付事業は、企業に就労している人材に対して大学等の奨学金返済を支援することにより、企業の人材確保につながるものです。当市においても企業の労働力不足が大きな課題であり、この奨学金等返還支援金交付事業を視察し、当市の企業労働力確保につなげていきたいと考えます。

《甲賀市の奨学金返還支援金交付事業》

甲賀市は、多くの就労支援施策を行っています。

◆市民の就労支援

○女性の就労支援

- ・女性の30～34歳で就業率が低くなっており、結婚、出産、子育て期に離職する女性が多いため、「女性活躍推進のためのお仕事フェア」を開催し、就労を希望する女性と企業等とのマッチングの機会を提供し、R6は参加企業12社、参加求職者50人で8人が4社に内定。

○障がいのある人の就労支援

- ・障がい者就職面接会を行い、企業とのマッチングの機会を提供し、8人が4社に内定している。

○非正規雇用者、就職氷河期世代等の就労支援

- ・再就職や正社員をめざす市民向けの資格取得にかかる資格取得支援事業補助金を設けている。(上限 年5万円・補助率は1/2又は2/3)

◆企業の人材確保支援

○滋賀労働局との雇用対策協定

- ・令和6年3月に市内事業所の人材確保と働く人の活躍支援のため、厚生労働省滋賀労働局と雇用対策協定を締結。

○奨学金の返還支援

- ・市内事業所に勤める従業員に対し、本人が返還した奨学金額の一部又は全部を補助しており、市内企業の求人活動にも活用されている。

「対象」 市内企業に正規雇用され、市内に居住する方。

「支援金額」 総額100万円以内/人(各年度20万円以内×5年間)

「補助率」 ワーク・ライフ・バランスの推進に関する各種公的認証登録企業は返還額の75%、小規模企業者の従業員は100%

○合同就職面接会・企業説明会の開催

- ・湖南市、伊賀市との合同開催を行う。
- ・甲賀市独自開催により、女性活躍推進のためのお仕事フェア、障がい者就職面接会、認定こども園・保育園等JOBフェアの開催。

○女性の起業・キャリアアップ支援事業

- ・働き方を変える！私のお仕事再構築講座を開催している。市内の女性が経済的・精神的に自立し、地域経済を担う一員として活躍するきっかけを提供する座談会、連続セミナー、ワークショップを実施。
- ・女性の資格取得補助金(10,000円)を交付している。
- ・女性のスキルアップ支援補助金(8,000円)を交付している。

○ワーク・ライフ・バランス推進事業

- ・イクボス宣言企業112社、イクボスKOKAネットワーク加盟企業18社

○外国人材の雇用支援

- ・日本語初期指導講座や災害時多言語情報センター、多文化共生センターを設置し、外国人が働きやすい環境を整備している。外国人人口4,514人。
- ・外国人材受入れセミナーを開催し、多文化共生施策、入管法改正、外国人材獲得・定着に関するノウハウなどを支援している。
- ・企業ネットワーク構築を行い、外国人材を雇用している又はこれから雇用しようとする企業が集まり外国人雇用の課題や悩みを共有できるネットワークを構築し、円滑な外国人材の雇用、人材確保に寄与していく。

○20歳のつどいアンケートの実施

- ・10年後の甲賀市に住んでいたい方は57.6%であり、人材を求めている企業は多くあるのに若者には働く場所がないと認識されていた。

○モノづくりへの関心の醸成

- ・ゲストティーチャー事業を行い、企業従業員が小学校で出前講座を行い、地元企業のことをよく知る機会となっている。また、モノづくり人材の育成、従業員のモチベーションの向上、地元愛の醸成等にも寄与している。
- ・地域一体型オープンファクトリーを開催し、製造現場を公開、学生がモノづくりへの関心を高めるとともに市内企業のことをよく知る機会とする。
- ・地場産業次世代人材創出事業を実施し、信楽中学生カンパニー、信楽焼インターンシップ、つちのこプログラムなどを開催している。

【奨学金返還支援事業】

○主な目的

1. 甲賀市出身の若者の市内企業・事業所への就職と市外からの若者の転入を促進するとともに、市内企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進や市内小規模事業者の人材確保を図る。

○支援金額

1. 総額100万円以内/人（各年度20万円以内×5年間）
2. ワーク・ライフ・バランスの推進に関する各種公的認証登録企業は返還額の75%、小規模企業者の従業員は100%の補助率

○国の支援

1. 特別交付税措置がある。上限1億円。

○制度設計において留意した点

1. 国の要綱の範囲内で対象が幅広くできるように市内で正社員就職、市内居住の者であれば、ほぼ全員を対象とする。
2. 長期間（5年間）の支援とし、就業の継続と就職先への定着を図る。

3. 就職後ではなく、採用内定後に最長60月の支援を約束し内定辞退の抑止を図る。
4. 補助率優遇により、市内企業・事業所における働き方改革の推進と市内小規模事業者の人材確保を図る。

○支援要件

1. 高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校を卒業（見込み）又は中途退学された者
2. 甲賀市内に住民登録している者（転入予定者を含む）
3. 甲賀市内の企業・事業所に正社員として就職する者
4. 市税（市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納がない者

○支援対象となる奨学金等の種類

1. 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学資金
2. 都道府県が貸与する奨学資金及び修学資金
3. 都道府県教育委員会が貸与する奨学金
4. 都道府県の社会福祉協議会が貸与する生活福祉資金（教育支援資金）及び修学資金
5. 上記1～4のほか、これらに準ずるものとして市長が認める奨学金等

○制度導入後の市内企業就職者の推移

令和3年度	企業数16社、人数21人
令和4年度	企業数20社、人数26人
令和5年度	企業数25社、人数30人
令和6年度	企業数28社、人数30人

○奨学金返済支援事業の予算額の推移

令和3年度	4,500,000円
令和4年度	5,000,000円
令和5年度	8,200,000円
令和6年度	14,400,000円

◆質疑応答

Q 中途採用の方は対象となりますか。

A 条件としては、甲賀市内に住んで甲賀市内で働いてもらうだけですので、奨学金を返還されている方であれば年齢、新卒・中途も問わず対象となります。

Q 中津川市の財政力指数は0.5ですが、甲賀市の財政力指数を教えてください。

A 0.7を少し下回る状況が続いております。

Q 奨学金返還支援事業のパンフレットを見ますと、対象者は転入予定者も含むとありますが、この制度により他市から転入される方はみえますか。

A 市内就職者の約3割の方が就職と同時に市外から転入してきますが、この制度があったから転入してきたかどうかは、これからの調査となりまして把握できておりません。

- Q 企業側からこの制度が有効である、また、有難いとの声があり、百数十社がこの制度を活用して求人募集をしていると思いますが、どのような募集活動をしているか具体的にお聞きしたいと思います。
- A 企業が学校を訪問されるときにチラシを配っていただくようお願いしていますし、内定通知にチラシを一緒に入れる企業もあります。就職してからこの制度を知った方もみえますので、企業また学校を通じた広報活動に力を入れていきます。
- Q 女性の資格取得補助金、女性のスキルアップ支援補助金というのがありますが、どのようなものか教えていただきたい。
- A 女性のスキルアップ支援補助金というのは、正規雇用されていない方で正規雇用につながるような資格、資格は特に限定をしておりますが、二分の一の約8万円程度を補助しております。女性の資格取得補助金というのは、正規雇用の方が仕事に必要な資格、これも限定をしておりますが、二分の一の補助をしております。
- Q 資格取得補助金は企業へ支払われるかお聞きしたい。
- A 企業向けの補助金は企業へ支払いますし、市民向けの補助金は個人へ支払います。
- Q 子育てで離職される方が見えると思いますが、子育てが落ち着いた後、再度就職できるような取り組みは行われてみえますか。
- A 女性のキャリアアップ支援ということで、働くという選択肢が感じられるセミナー、また、先輩ママさんで働いている方、起業をされた方を招いて座談会を行っています。
- Q そのセミナーに関しての質問ですが、甲賀市も市町村が合併した市と思いますが、主に何処で行っているか教えていただきたい。
- A 主には市役所近辺の会場で行っています。
- Q 奨学金の借り入れで100万円に満たない方もみえますか。
- A 高卒の方などは100万円に満たない方もみえます。最初の想定としては、当時の国の調査で一カ月の償還金が約1万7千円と数字が出ましたので、それに合わせて計算し100万円としましたが、実際にはそれ以下の方もみえますので返還の実績により支援しております。
- Q 現状の転入の見込みと近隣市の同じような取り組みはあるのか教えていただきたい。
- A 約3割の方が就職と同時に市外から転入して来ることに、今後も期待しております。同じような取り組みを始めた自治体もありますが、2年で24万円という取り組みとなっておりますので、甲賀市の5年で100万円は大きい金額だと思います。甲賀市の福祉の増進を図っていくために、しっかりとした体制を整えていきたいと思っています。先駆けてこの規模で行っていくことに意味があると考えます。

◆まとめ・所見

全国的にも企業労働力不足が大きな課題となっています。当市においても、その課題解決に向けて最大の努力をしていく必要があります。加えて、数年後にリニア中央新幹線の車両基地も稼働となる運びであり、更に労働力不足に拍車がかかると考えられます。今から、その対策を検討することが必須であり、甲賀市の奨学金返還支援事業が課題解決の参考事例だと考えます。東京都においても、教員不足と技術系職員の不足により奨学金返還支援事業を開始される予定であり、当市においても速やかに検討していくことが必要と考えられます。

中津川自民クラブ会派視察報告

【視察研修項目】 政治分野におけるハラスメントの防止について

【視察研修期日】 令和6年11月5日（火）午前11時～

【視察研修先】 衆議院議員会館

【視察研修参加者】

鷹見憲三、勝 彰、岡崎隆彦、吉村浩平、吉村俊廣、吉村孝志、長谷川透
宮嶋寿明、林 友義、小池菜摘 ※島崎保人は公務のため欠席

【視察目的】 全国的にもハラスメントの防止が喫緊の問題であり、その対策について研修を行う。

【視察内容】

「政治分野におけるハラスメントの防止について」

- ・内閣府 男女共同参画局 推進課
積極措置政策調整官（ポジティブアクション） 松川伸治 様
- ・内閣府 男女共同参画局 推進課
係長 山崎いずみ 様

☑政治分野におけるハラスメントの防止について

第1章 ハラスメントとは

相手の人格や尊厳を侵す人権問題。

- ・被害者は、心身に支障を来し、最悪の場合には自死を選ぶ場合もあります。
- ・加害者は、刑事上、民事上の責任を問われる場合もあります。
- ・ハラスメントが起きた組織は、ハラスメントを妨げない組織として信用が失墜することが想定されます。

ハラスメント類型Ⅰ パワーハラスメント

職場において行われる

- ・優越的な関係を背景とした言動であって、
- ・業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ・本人の就業環境が害されるもの

を言い、必ずしも上の立場の人から下の立場の人へ行われることに限りません。

- ①身体的な攻撃：暴行・障害
- ②精神的な攻撃：脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
- ③人間関係の切り離し：隔離・仲間外し・無視・言うことを聞かない
- ④過大な要求：業務上明らかに不要なことや遂行不能なことの強制・仕事の妨害
- ⑤過小な要求：業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

⑥個の侵害：私的なことに過度に立ち入ること

ハラスメント類型Ⅱ セクシャルハラスメント

①対価型セクシュアルハラスメント：職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、当該本人が解雇・昇格・減給等の不利益を受けること

②環境型セクシュアルハラスメント：職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じること

ハラスメント類型Ⅲ マタニティハラスメント

①制度等の利用への嫌がらせ型：産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの

例：「産休を取るようでは今後重要な仕事は任せられない」

②状態への嫌がらせ型：妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの

例：「妊娠するようでは自覚が足りないのでは」

～固定的な性別役割分担意識～

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。制度上、そういう風に決めているものほどここにもないにも関わらず、なんとなくそのような構造が存在する。このような考え方は、ハラスメント行為につながり得るものであり、払拭しなければなりません。

社会的な性の格差をジェンダーギャップと言うが、とある市役所でキャリアパスを男女別で調べたところ、男性は企画から実施について色々な部署で色々な業務にあたることができているが、女性は窓口や税務などいわゆる内部的な業務が多く、建設部や水道部においては女性が優位に少なかった。これは意図的ではないが、なぜかそういう差が生まれています。

また、男女間の賃金格差について男女共同参画局では行政部門について公開しているが、ほとんど全ての自治体で男性の賃金を100とした場合、女性は100を下回る。これは職員全体だけではなく、20代からすでに差があることがわかっています。

例えば妊娠した職員を良かれと思って残業の少ない部署に異動させた場合についても、本人が「妊娠したから閑職に追い込まれたのだ」と感じれば、それはハラスメントになりうる。

第2章 アンケート調査からみたハラスメント実態（政治部門）

内閣府・障壁調査からみたハラスメント実態

女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書

1. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果

議員活動を行う上での課題のうち、男女の差が大きい項目は

- ・性別による差別やセクシュアルハラスメント
- ・議員生活と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立

議員活動や選挙活動中に有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答

男女の差が大きい項目は

- ・性別に基づく侮辱的な態度や発言
- ・身体的暴力やハラスメント（殴る、触る、抱きつくなど）

有効な取り組みについては、議会における「議員向け研修」「規定の整備」「相談窓口の設置」が上位。

2. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査結果

立候補を検討している時または立候補準備中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の61.8%、男性の58.0%、女性の65.5%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答。

男女の差が大きい項目は

- ・性別に基づく侮辱的な態度や発言
- ・年齢、婚姻状況、出産や育児などプライベートな事柄についての批判や中傷

政治分野におけるハラスメント防止研修教材等の作成に関する検討会

議員活動や選挙活動中に有権者や他の議員等から実際に受けたまたは見聞きしたハラスメント事例を収集

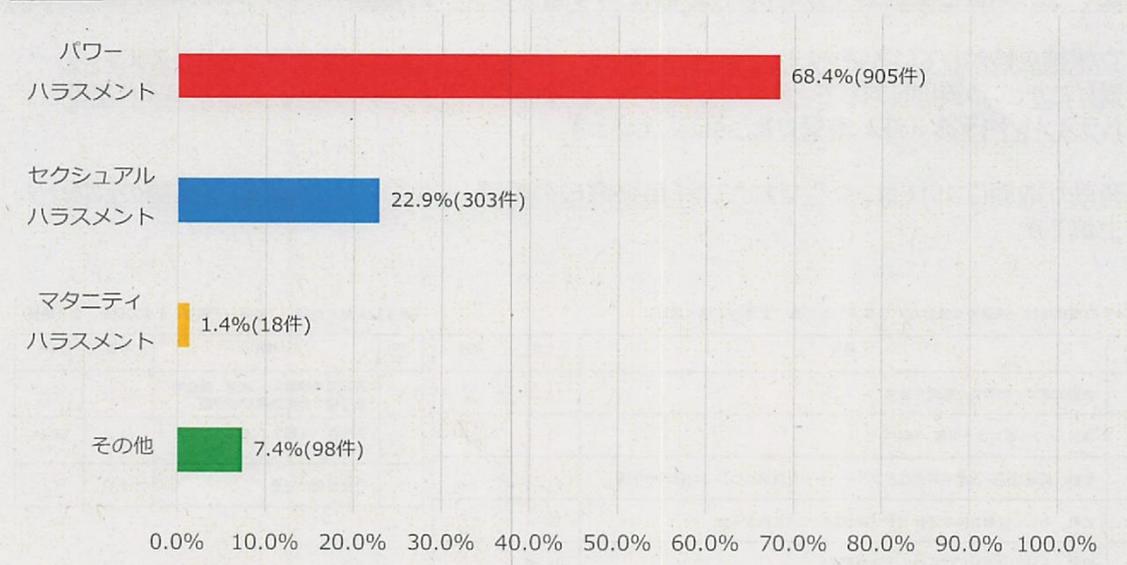
調査結果① 議員よりも有権者からのハラスメント行為が多かった

議員 616件（46.5%）

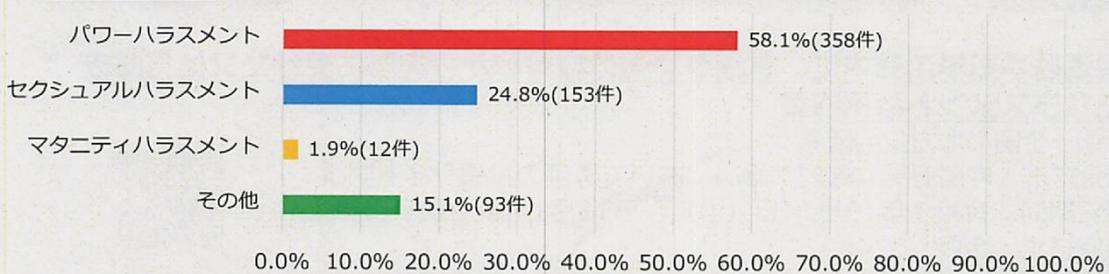
有権者 708件（53.5%）

調査結果② 事例ごとのハラスメント類型件数と割合

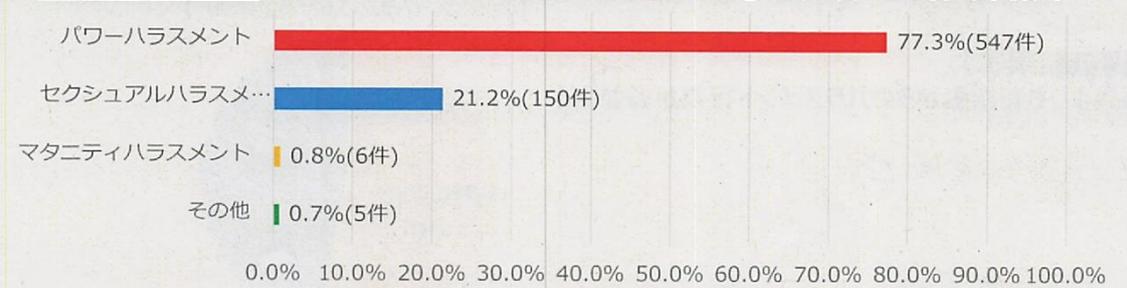
議員が受けたハラスメント事例



議員から議員へのハラスメント事例（調査結果①議員616件の内訳）



有権者から議員へのハラスメント事例（調査結果①有権者708件の内訳）



第3章 ハラスメント対策としての法整備

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号）[概要] **赤字は令和3年6月16日法律第67号による主な改正事項**

1. 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

2. 基本原則（第2条）

- 1 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする
- 2 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする
- 3 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする
- 4 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

3. 責務等（第3条及び第4条）

国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施する

政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの黄色の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠または出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

4. 法制上の措置等（第5条）

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置を講ずるものとする。

5. 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等（第6条）、啓発活動（第7条）、環境整備（第8条）(*1)、性的な言動等に起因する問題への対応（防止に資する研修の実施、相談体制の整備等）（第9条）、人材の育成等（第10条）(*2)、その他の施策（第11条）

*1 施策の例示として、妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との両立支援のための体制整備を明記

*2 施策の例示として、議会における審議を体験する機会の提供、講演会等の開催の推進を明記

これにより、ハラスメントへの対応が法律上も明文化されたため、自治体でも現在進んできています。

総務省による令和5年6月時点での調査では、ハラスメントについての規定を整備して相談体制を構築しているのは1,788団体の内88.4%。

また、職員への周知や研修は95%以上が実施。

中津川市ではハラスメントについての規定、研修実施はなされているが、他の機

関や事業者との間でのハラスメントについて、なんらかの措置がなされているかという質問項目に対し、「措置はなされているが、規定など明文化されたものはない」という状態。また、地方公務員法上できる人権委員会・公平委員会等の苦情相談が可能、という周知がなされていないので、もう一步。

一方、岐阜県はモデルケースとして取り上げられる程の整備状況なので、アドバイスを求めると良い。

第4章 動画教材から学ぶハラスメント事例

「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」について

1. 作成の目的・経緯

- ・令和2年に内閣府男女共同参画局が地方議員を対象に実施した「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」においては、議員活動や選挙活動において、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答
- ・ハラスメントをなくすために有効な取り組みとして、議会による「議員向け研修」と回答した割合が、男性、女性ともに6割以上で最も高く、政治分野におけるハラスメント防止の取組は、政治分野の男女共同参画を進める上での喫緊の課題
- ・令和6年3月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、議員立法により改正され、内閣府を含む関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むこと（第2条第4項）のほか、国及び地方公共団体は、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の発生の防止に資するため、研修の実施等の必要な施策を講ずる旨の規定（第9条）が追加
- ・「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会を開催

2. 教材の特徴

- ・内閣府男女共同参画局において、全国の地方議会議員を対象に、令和3年10月14日(木)から11月14日(日)専用投稿サイト解説、収集したハラスメント事例1,324件の事例を基に作成。
- ・事例の紹介にあたっては、単にハラスメント行為のみを示すのではなく、ストーリー仕立てにして、ハラスメントが発生する動機や人間関係等の背景についても描いた上で問題点を解説。
- ・政府における初の取組として、各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる教材を動画で作成し、令和4年4月12日(火)に内閣府

男女共同参画局公式 Youtube チャンネルで公表。

3. 公表対応

- ・衆議院及び参議院の事務局、都道府県議会及び市町村の議会、地方三議長会、地方公共団体の所管部局等宛に通知を発出し、本教材の情報提供等を実施。
- ・ハラスメント防止研修の実施状況等とあわせ、本教材の活用状況について定期的に把握

第5章 地方議会におけるハラスメント対策

地方議会におけるハラスメント対策事例①

1. 規定の整備

- ・市議会議員政治倫理要綱を制定し、「議員は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、性別等の個人の属性あるいは人格に関わる事項に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なう行為をしてはならない」と規定。【愛媛県松山市】
- ・行為者に市長や議員も想定した「ハラスメントの防止等に関する指針」を整備。【東京都狛江市】
- ・市議会ハラスメント根絶条例を設定。【埼玉県川越市】

2. 研修の実施

- ・全議員を対象として、セクシュアルハラスメントに関する研修を実施するとともに、セクシュアルハラスメントに関する認識度を確認するため、アンケートを実施しその結果を議員に報告するなど、意識啓発を推進（平成30年度）。【愛媛県】
- ・議員を対象として、ハラスメントに関する研修を実施。【愛媛県市議会議長会】
- ・議員を対象として、人権・ハラスメントに関する研修を実施。研修では、外部講師を招き、「明るく働きやすい職場・地域のために STOP!ハラスメント」と題して講演（今後も定期的にハラスメントに関する研修を実施する予定）。【大分県】
- ・西彼杵郡町議会正副議長会主催の議員研修会において、郡内議員に対し、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントについての研修会を実施した。【長崎県西彼杵郡町議会正副議長会】
- ・議員を対象として、セクシュアルハラスメントに関する研修を実施。【福岡県嘉麻市、福岡県那珂川市、佐賀県小城市等】
- ・改選に伴う議員向けの研修で人権研修（ハラスメントに関する内容を含む）を実施。【福岡県北九州市】

地方議会におけるハラスメント対策事例②

福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（令和4年6月21日成立、7月5日公布）

<条例の主な内容>

- ・議会関係ハラスメント相談窓口設置。
県議会議員のほか、県議会議員になろうとする者や、県内市町村議会におけるハラスメントについても、相談体制を整備。有権者からのハラスメントについても相談の対象。
- ・議長は弁護士等を相談員に委嘱。ハラスメントによる被害の申立があった場合、相談員は必要な調査を行い、助言。
- ・県議会関係事案は必要に応じて議長に報告。議長は、報告を踏まえ、注意喚起等の被害防止措置を講ずる。
- ・議長は相談の受付・対応状況を随時公表
※福岡県議会議長声明により、統一地方選後に、全ての候補者に対しハラスメント被害の有無等に関するアンケート調査等を実施。
→議長に報告すると、セカンドレイプが起きる可能性があるのでは？という懸念もありこれが完成形ではなく、今後も有効な対策を協議していく必要がある。

第6章 諸外国におけるハラスメント対策

列国議会同盟（IPU）における取組み

女性議員に対する暴力等の解決策に関する列国議会同盟（IPU）の提言

- ・議会における女性に対する暴力、性差別、嫌がらせを防止するための法律の制定
- ・効果的で機密性の高い苦情調査・処理のメカニズムの構築、相談ホットラインの設置
- ・調停、内部フォローアップ調査体制の構築
- ・議会の対応方針の強化、女性議員間の連携
- ・議会の規則、行動規範、倫理規定、ガイドライン等において、不適切な行為やハラスメントの防止について明確な定義を持ち、議員・議会スタッフへの適用を明記
- ・嫌がらせや暴力の被害者への支援・カウンセリングサービスの提供
- ・予防と意識啓発、職場での研修等の機会の提供
- ・国会議員とその職員の安全を確保するための、議会のセキュリティ強化
- ・オンラインやその他の形態のサイバー・ハラスメントへの対応
- ・議会内での取り組みの定期的な監視、その有効性についての評価

諸外国における具体的事例

メキシコの事例「政治分野におけるジェンダーに基づく女性への暴力に取り組む議定書（2016年）」

ジェンダー暴力を定義した上で、司法府や行政機関が果たすべき役割を特定し、被害が生じた場合の相談、訴追、保護プロセスを定めることで、司法・行政機関の職員がジェンダー暴力に対する共通認識を構築し、期間横断的に効果的に調整・連携して被害者を保護できるようにすることを目的としたガイドライン。

ジェンダー暴力の存在をまず正面から認めることを重視し、その上でこれに含まれるものとして、圧力、糾弾、ハラスメント、抑圧、嫌がらせ、差別、脅迫、自由や生命の剥奪などを例示することで、既存の法律にさらに明瞭な罰則を追加するよう促すものである。

カナダの事例「セクシュアル・ハラスメントに関する行動規範（2015年）」

2015年、議院運営委員会の下に設置された小委員会が起草したもので、議員間のセクシュアルハラスメントの訴えを裁定する新しい行動規範を採択し、議事規則の附則として加えられた。

同規範はセクシュアルハラスメントの禁止を定め、議員にセクシュアルハラスメントのない職場環境への貢献を約束する宣誓書を議会の人事責任者に提出することを求める。実際にセクシュアルハラスメントが起きた場合の告発と調査、解決の手続きを定めている。

韓国の事例「選挙運動における性別等によるハラスメントの禁止（罰則規定）」

公職選挙法第110条により、選挙運動のために、性別等を理由に公的な差別的な発言や貶めたり、屈辱してはならないとしている。違反した場合は、1年以下の懲役又は200万ウォン（約20万円）以下の罰金が課される。

中央選挙管理委員会は、選挙の60日前から選挙後10日後までの間、サイバー・ハラスメントを含めた法律に違反する行為に関する証拠の収集や調査活動を行う。



質疑応答

- Q：子どもは取り組んでこなかったが、こういったことが最近話題になる。そういった中で一つお伺いしたいが、最近になって市役所の職員がネームを苗字だけにした。あれは国でそういう指導をされたのか。また、どんな効果があるのかお聞きしたい。
- A：国の方で全体的な通知が出ているかはわからないが、少なくとも内閣府の方でそうした通知は、議会のかたを含め出していない。おそらく、その施策をとっている自治体は数が少ない事実を鑑みても、各自治体で自主的にご判断をいただいている結果だと考えます。民間企業、特筆してコンビニなんかはそうですが、名前がフルネームで書いてあると、ネット社会の中で調べればどこに住んでいて、どのような家族構成で、ということもわかってしまいます。場合によっては何か嫌がらせをしてやろう、住所がわかれば物を送りつけてやろう、というような加害行為が可能になります。自治体においては、できるだけ職員のプライバシーを守るという意味で取り組まれているのではないかと推察します。
- Q：条例を作っている最中ですが、現在は事前調査をして、本当にあったかどうかの確認をしながら、最終的には調査委員会というか審査委員会で調査してもらおうが、全国的には第三者委員会の設置が多いのか。今のところうちは5人の人間で調査をする内、2名が議員で3名が一般の有識者という形にしようかと思っている。第三者委員会だけだとある程度専門的に最初に頼んでいかないといけない。というところで悩んでいるがそれでもよろしいのでしょうか。
- A：どういう形でないとダメ、というのではない。何か法令があって自治体の方々に義務を課すということ自体が、余程のことでないと国の方からはかけられない。基本的には実情に応じて取りやすい方法を選んでいただいています。すでに置かれている人権委員会や公平委員会を活用して相談窓口にされるケースもあるので、必ずしも全ての自治体でそのための固有の第三者委員会を設けているわけではない。人件費等の関係でまずはその組織の活用を考えてみてもいい。この構成ではワークしない、という可能性もあるが、一般的な判断の下で公平性が担保されるような構成ならいいのではないかと。
- Q：SNSによるハラスメントについて。資料に「SNS、メール等による中傷、嫌がらせ」とあるようにそこが主になってくるかと思うが、例えばSNS上のやり取りで、受け取る側が嫌だと思えばハラスメントになるという点において、何か気をつけた方がいいということはありませんか。
- A：プライバシーの侵害もハラスメントになりうる。例えば議員のことを応援しようと思って「A議員は子育てに一生懸命で、こういう家族構成で、この前も家族を大事に頑張っておられました」ということを書いたが、A議員としては、家族構成や子どもがどこに通っているかなどを、ネット上に載せられたくなかった。と思うかもしれない。攻撃的なことであれば、誰が受け止めても嫌だと考えられるが、このようなケー

スは”良かれ”と思ってしまいがちなので気をつけた方がいいかもしれない。後輩議員に懇切丁寧に教えたら「長い時間を拘束されて不快だった」とパワハラを訴えた事例もあつたりしたので、基本的にはまず、自分に置き換えて嫌かどうか？をまずは考えてみるといいのでは。関係ができてないうちに立ち入ったりすると問題になりやすいという相対的な面もあります。

視察研修のまとめ・所見

ハラスメントは、気づかずに、あるいは良かれと思ってやってしまったこともハラスメントになる可能性があります。現在は、そういう時代だということを自覚し、より良い市政環境、ひいては地域を作っていくために必要なこと、それがハラスメント対策だと考えます。結果的に、女性議員の増加を含め、議会が多様なものになることによって、今の複雑化した社会的課題を地域から解決していく、そのような政治基盤が築き上げられれば、中津川市が良くなっていくと考えます。

以上